

控訴審第1回口頭弁論 法廷での陳述

■ 控訴人兼被控訴人(第一審原告)本人 船田 伸子

1 私は、1990年から2014年までの24年間、弁護士法人ぎふコラボに勤めていました。

今回の事件は、私の職場と仕事に関わって起きたものです。

2014年5月26日の情報交換において、大垣警察はシーテック社に対し、「三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である「船田信子」と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。現在、船田信子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる。今後過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合はすぐに110番して下さい」と言っています。

これを聞いたシーテック社の人たちが、私という人物をどう思ったのか考えてみてください。

シーテック社作成の議事録を見ると、私の名前には「」が付けられ、作成時には伸子という漢字に「信ずる」の字を用いていますが、その後、実際の漢字に手書きで訂正されています。

このことから、私の個人情報についてシーテック社は、強い関心を持ち、あたかも風力発電事業への反対運動のためにとんでもない暴力的な事件を起こす危険人物として私を認識し、さらに調査し、情報収集をしたと考えられます。

また、この情報交換からわずか1ヵ月後には、原告の一人である「近藤ゆり子の新たな動きについて」という会議名で情報交換が行われており、この議事録の主旨には、「6月24日、大垣警察署警備課前田巡查長から昨年8月に情報を頂いた「近藤ゆり子」が風車事業に対して動き出す気配がある旨の電話を頂いた。近藤ゆり子の動向を聞くために訪問した」と書かれています。

明らかにシーテック社は、自ら情報収集をし、大垣警察に報告することが当然のように行動し、この日の情報交換の最後には「新しい情報が入り次第大垣警察署警備課へ連絡する。また大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい」とまとめられています。

2 岐阜地方裁判所は、この事実について、「大垣警察がシーテック社に対して本件情報交換を持ち掛けた主たる目的は、本件風力発電事業に関する原告らの動向等の情報を収集

することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつたと認めるのが相当である」としたうえで、大垣警察は、シーテック社に対し、「原告らの情報を提供する必要性があつたとは認めがたい状況であつたにもかかわらず、原告らのプライバシー情報を積極的、意図的に提供したものであり、これにより原告らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由を侵害した」と認めました。

そして、「要保護性の高い原告らの情報を自ら第三者であるシーテック社に対して情報交換の機会を設けることを提案するなどし、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかる情報提供の具体的態様は悪質と言わざるをえない」と断罪しました。

- 3 しかし、情報収集については、「万が一原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。したがって大垣警察としては原告らが風力発電について学ぶ学習会を行った旨の新聞記事を読み、その事実を認識してからは万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があつたことは否定できない」と違法性を認めませんでした。

住民が勉強会をただけで、警察の情報収集の対象となるのであれば、多くの場合、住民は勉強会などに参加したいとは思わなくなり、真実を知る機会は奪われ、ましてや反対の意思表示や声をあげることは避けるようになるでしょう。

これはまともな社会といえるでしょうか。

そして、私の個人情報が風力発電事業に反対する市民運動を把握するために提供され、利用されたことについてのプライバシー侵害は認められましたが、なぜ大垣警察が私の個人情報を知っていたのか、私の個人情報を知る必要性があつたのか、どのように個人情報を入手したのかについては触れられていません。

- 4 今回の裁判を通じて、私が求めていたことは、風力発電施設建設予定地の住民でもなく、また法律事務所を休職中で何の関係もなかったのに、なぜ「私」だったのかを知ることでした。

私は、長年、法律事務所の職員として働き、どんな問題があっても民主的な話し合いと法律的に問題を解決する道筋があることを知っています。

岐阜地方裁判所に提出した私の陳述書には、トンネルじん肺裁判、荒崎水害裁判、関ヶ原人権裁判など人権侵害を受け、命までも削りながら裁判を通して正義を貫こうとがんばってきた人たちと関わり、それを支援する人たちに学んできたことが今の私の生き方を形作っていると書きました。

市民活動は、ほとんどが何らかの人権侵害を防ぐための市民の防衛手段であり、一人では実現が難しいがために同じ思いを持つ人同士が手をつなぎあい、大きな力になることが必要なのです。そしてそれは、当然の市民の権利であり、「公共の安全と秩序の維持」という警察法を理由に事前につぶしてしまうことは、民主主義の根幹を否定するものだと思います。

特に、今回の事件のように自然豊かなふるさとの環境を守りたいと願う住民の思いは、気候変動や地球環境の悪化を懸念する人たちがSDGsを実現しようと運動することと何ら違いはなく、その主張は社会にとって大切な情報発信だったのではないのでしょうか。

しかし私は、この住民運動の当事者でさえありません。私が警察の情報収集の対象になったことは、今回の風力発電事業が発端だったのでしょうか？ 違うと思います。

公安警察は、もっと以前から私の個人情報を集めていたからこそ、この情報交換の場に「私」を登場させたのではないのでしょうか。その意味を知りたいのです。

大垣警察は、私の疑問に答えることをしていません。

- 5 そしてもう一つが、私が情報収集の対象になっていたことが、私と私につながるすべての友人、知人、家族に対しても同じように収集の対象となることだと思い、そんな社会が本当に正しいのか司法に問いたかったからです。

私は、この裁判を通じて当初感じていた情報提供への怒りが、情報収集こそが本当に怖いのだと知ることとなりました。普通に生きる上で、とても不自由に感じます。監視されている状態がこれからも長く続くのですから。

公安警察の情報収集は、今回のシーテック社とのやりとりを見ると、誰かの個人情報をエサにしてより広く、もっと深く情報が集められていくことが明らかになりました。そのエサは、釣り上げる相手にとって、より食いつきやすいものとして誇張され、本人の知らないところでそれが伝播されることによって、歪められ、別の人格を持つようになっていきました。

それは、私だけに限りません。誰がそのエサにされるのかがわからないのです。

エサとして誰を監視対象に選び、その情報をどのように使うのか、一方的に公安警察に委ねられています。このような社会が前提となれば、いずれみんなが疑心暗鬼に陥り、黙り込み、何ももの言うことはなくなっていく、不自由で不気味な社会になると思います。

- 6 今度の控訴審で、法的根拠のない中で、公安警察が「公共の安全と秩序の維持」のためには、個人の基本的権利を踏みにじってまでも情報収集を続けることをやむを得ないとするならば、それはもう民主国家でもなければ、法治国家でもないこととなります。

私と私につながるすべての人たちの人権を守るためにも、どうしても公安警察の情報収集は違法であり、私の間違った情報、必要性のない情報を抹消し、そこにあるであろう私につながるすべての人のプライバシーを守り、本当に安心して暮らせる生活を取り戻したいと切に願っています。

以上

■代理人陳述要旨(1) 控訴人兼被控訴人(第一審原告)ら訴訟代理人

1 本件は、岐阜県大垣市の住民4人が原告となって、公安警察に個人情報を収集・保有・利用・第三者提供されたのは憲法違反であると主張し、岐阜県（岐阜県警）に対して国家賠償請求を、岐阜県と国（警察庁）に対して保有している個人情報の抹消請求を行っている事案である。

第1審の岐阜地方裁判所は、原告らの国家賠償請求のうち、大垣署警備課の職員が民間事業者（シーテック社）に対して原告らの個人情報を提供した行為の違法性を認め、被告県に対して原告ら全員にそれぞれ55万円の損害賠償を認めた。しかし、公安警察が原告らの個人情報を収集・保有している行為の違法性は認めず、また、被告県と被告国に対する個人情報抹消請求については請求が特定されていないとして却下をしたため、これらの点を不服として原告らが控訴を申立てたものである。

2 本件情報交換とは何であったのか。

岐阜県大垣市上石津町内において、シーテック社が風力発電施設の建設計画を進めていたところ、地元住民たちによって風力発電の勉強会が実施されるようになった。このような動きを受けて、シーテック社内に地域対応グループ・大垣駐在所が作られた。その翌月、大垣署警備課からの働きかけによって、シーテック社との情報交換が始められ、大垣署から原告らの個人情報が提供され、それに刺激されたシーテック社が原告らの個人情報を収集し、さらに情報交換が重ねられていった。

このとき、大垣署は刑事事件の捜査をしていた訳ではない。

情報交換は、風力発電施設建設計画を進めるために、シーテック社の便宜を図るために行われたのか。確かに、そのような一面があるが、大垣署が提供した情報は正確性に欠けるものであったり、予断や偏見を与えるような評価が加えられたり、情報が小出しにされていたりする。必ずしもシーテック社のための情報提供とは言い難い面がある。

では、何のための情報交換であったのか。それは、大垣署による情報収集活動の一環

であり、公安警察の情報収集のための協力者づくりであったというべきである。この点、原判決も、「大垣警察がシーテック社に対して本件情報交換を持ち掛けた主たる目的は、本件風力発電事業に関する原告らの動向等の情報を収集することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつた」と認定し、本件情報交換が大垣署の情報収集であったことを認めている。

公安警察は、情報収集の「手足」ともいうべき協力者を作るために絶えず工作を行っているのであり、本件によってその一端が明らかになったのである。従って、本件情報交換は、公安警察による情報収集の協力者づくりに他ならず、この点が直視されるべきである。

3 情報交換の目的は不当である。

原判決によれば、大垣署の情報交換の目的は、「原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することあつた」とされている。

ところで市民運動とは、自己の主義・主張を広く社会に訴えかけるための取り組みであり、表現の自由の行使に他ならない。表現の自由が、憲法上、特別に優越的な地位にあることはあまたの学説・判例が指摘するところである。また、原告らがこれまでに関わってきた市民運動は極めて平穏なものであり、「公共の安全と秩序の維持」を害するようなものではありえなかった。

警察は、警察法によって組織される公的機関であり、その根拠は憲法に由来する。警察法2条1項にいう「公共の安全と秩序の維持」とは、単に警察活動の要請が優先するといったものではなく、憲法上の人権保障の要請との関係で、それぞれ応分の比重に従って、調和のとれた状態を意味する。これは警察比例の原則にも通ずるところである。憲法的秩序の下における「公共の安全と秩序の維持」とは、常に警察活動の要請が優先するということではないのである。従って、「市民運動を展開する可能性」があるからと言って、情報収集を行う目的が正当化されるものではない。そうであるにも関わらず、原判決が「市民運動を展開する可能性」を目的として認めているのは、これは、市民運動に対する偏見にもとづくものであって、極めて不当である。市民運動に対する正しい評価がなされるべきである。

警察には、泥棒や暴力から、国民の生命・身体・財産を守るという市民生活の日常的な安全のために、誰もが一応その活動を期待する警察である市民警察と、政治支配体制、つまり上下の支配秩序を維持するために行動する公安警察がある。警備公安警察とも呼

ばれることがあるが、警備公安警察は、政治権力者や支配者の利益のために、反対勢力や民主勢力を抑圧規制し、政治的な取り締まりによって、たえず国民の思想・表現の自由あるいはもろもろの民主的権利・自由を侵害する可能性の高い警察である政治警察の役割を最も強く表現しているとされている。そして、警備公安警察は、具体的な犯罪の発生またはその危険がないにもかかわらず、常に思想調査・動向調査等によって国民を政治的に監視するという特徴を多くもっているところから、予防警察としての側面を強くもっている。「公安警察は、集会・結社・集団行動などの政治的な表現活動を危険視して、これを事前に取り締まる傾向を強くもっている。」とも評価されている。

「市民運動を展開する可能性」などということによって、個人情報収集・保有すること、すなわち国民監視をすることが正当化されてはならない。

以上

■代理人陳述要旨(2) 控訴人兼被控訴人(第一審原告)ら訴訟代理人

情報収集・保有の違法性について述べる。

1 情報収集等は強制処分に該当する

原判決は、大垣警察による一審原告らに関する情報の収集等（以下「本件情報収集等」という）について、任意の手段により行われたことを、国家賠償法上の違法性を否定する根拠の一つにしている。

この点につき、最高裁平成29年3月15日大法廷判決は、GPS捜査を「合理的に推認される個人の意思に反して」、「個人の意思を制圧」するものと評価して、強制の処分に当たると判示した。

本件では、本件情報収集等の具体的な態様は不明だが、一審原告らの意思に反していることは明白である。

また、原判決が、大垣警察がシーテック社に対して提供した情報の一部が、一審原告らの思想信条に関連し「プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いもの」であると認定したとおり、本件情報収集等は、一審原告らの重要な権利・利益に対する実質的な侵害ないし制約を伴うことも明白である。

したがって、大垣警察による情報収集は、具体的な態様の如何にかかわらず、実質的に強制処分に該当し、違法である。

2 任意手段としても許されない

原判決は、警察法2条1項を引用し、情報収集活動は、強制に及ばない任意捜査の手法による限り原則として許容される、としたうえで、国家賠償法上違法となるか否かは、様々な事情を総合考慮して判断する、とした。

しかし、そもそも、警察法は組織法であって作用法ではないから、情報収集の適法性の根拠にならない。

仮に、警察法が根拠になるとしても、個人に着目した個人情報の収集等については、原則として許容されない。なぜなら、原判決も認定したように、個人に関する情報を第三者にみだりに収集、保有されない自由は憲法13条によって保障されるのであり、憲法的秩序の下では、「公共の安全と秩序の維持」が個人の人権より優先されることはないからである。したがって、情報収集等が例外的に許容されるのは、それが正当化されるような必要性、目的の正当性、手段の相当性が認められる場合に限定される。

本件では、そもそも、原告らに着目する必要性がない。原判決は、「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。」などと、あたかも市民運動が暴徒化するかのような可能性に言及する。しかし、原告らの活動が市民運動に発展することは、憲法上の表現の自由が行使されるということであるから、むしろ憲法的秩序にいう「公共の安全と秩序」が正しく維持されている状態である。

したがって、強制処分に及ばないものであっても、大垣警察による本件情報収集等は、プライバシー権などの憲法上の人権の要請や、市民の自由・権利体系に反するものであって、警察法2条1項、2項違反である。

3 原判決の判断枠組みによっても違憲・違法である

仮に原判決の判断枠組みに従ったとしても、本件情報収集は許容されず、違憲・違法である。一例として、本件情報交換による情報収集の違法性を検討する。

前述のとおり、本件情報交換の目的は、シーテック社を協力者として、シーテック社に原告らの個人情報を収集させようとするものであった。

原判決は、市民運動が暴徒化する可能性に言及するが、近年、市民運動が暴徒化したような事例はない。百歩譲って、その可能性自体は否定できなくとも、本件のように勉強会を開催したり、市長や知事に嘆願したりしている段階では暴徒化することはない。もとより、個人情報の収集が暴徒化の予防になるわけでもない。よって、原告らの個人情報を収集する必要性は皆無であった。

また、大垣警察が原告らに着目した理由は、原告らとその信念に基づいて国策に反対する活動をしていたからに他ならない。しかし、かかる理由での個人情報の収集が許容

されるはずがないため、その目的も違法である。

さらに、収集の手段も、違法な情報提供をきっかけに、シーテック社に原告らの情報を収集させようとしたのであるから、違法であることは明らかである。

したがって、原判決の判断枠組みによっても、本件情報交換による情報収集は違法である。

4 原告らの活動歴から、本件情報収集等の必要性を肯定した判断の誤り

原判決は、概要、原告らの「活動歴」から、原告らが「内乱や暴力的破壊活動等」、「犯罪」を引き起こす危険性が認められ、これを「予防する手段」として警察の情報収集活動が必要であった、とする。

しかし、原告らがこのように評価されるべきいわれはない。原告らは、平和、民主主義、人権尊重といった憲法の諸価値を自らが属する社会において実現せんことを願い、かかる信条に基づき「活動」していたが、それは正当な表現の自由（憲法21条1項）の行使であり、「内乱」等とは全く質の異なるものである。

しかも原判決は、原告らのどのような「活動歴」をどう評価し、危険性を認めるとの判断に至ったのかの根拠を示していない。原告らを社会の危険分子であるかのごとく評価しておきながら、その根拠を説明すらせず決めつけるのは不当である。

過去に市民運動を行ったことをもって情報収集の必要性が肯定されるというならば、政治的表現の自由（憲法21条1項）を行使した経験のある市民を情報収集の対象とすることが常に許されることになる。憲法上の人権を行使したことでプライバシー侵害が許容されるならば、基本的人権の尊重を謳う憲法（11条等）の趣旨に反し、不当というほかない。

5 まとめ

公安警察による個人情報の収集・保有・利用・第三者提供には、明確な法的ルールが存在しない。また、公安委員会も適切な役割を果たしていない。

公安警察による情報収集・保有が是正されなければ、原告らの個人情報が再び悪用され、第三者に不当に提供されかねない。かかる状態は、人権侵害以外の何物でもなく、国民監視が行われているに等しいといっても過言ではない。

そのような状況で、公安警察の情報収集等を規制することができるのは、人権保障機関である裁判所だけである。本件が国民監視の歯止めとなるように、裁判所が適切な役割を果たすべく、審理・判断されるよう望むものである。

以上